

○下呂市成年後見等開始審判請求実施要綱

平成17年10月3日告示第118号

改正

平成19年3月27日告示第33号

平成28年2月29日告示第33号

平成31年4月26日告示第101号

下呂市成年後見等開始審判請求実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、精神上の障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない者に対し、市長が成年後見等開始の請求を行い、もってその者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）成年後見等 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見、同法第11条に規定する保佐及び同法第15条に規定する補助をいう。
- （2）要後見者 成年後見等の開始の審判が必要であり、かつ、当該審判の請求を行える者がいない者をいう。
- （3）審判請求 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
- （4）請求対象者 審判請求について、当該審判請求を行う成年後見等の対象となる者をいう。
- （5）成年被後見人等 審判請求により成年後見等開始の審判を受けた者をいう。
- （6）成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人として選任を受けた者をいう。

（請求対象者）

第3条 請求対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、要後見者であり、かつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が審判請求を行う必要がある者とする。

- （1）老人福祉法第5条の4第1項の規定により市が福祉の措置を行う者
- （2）知的障害者福祉法第9条の規定により市が援護を行う者
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条の規定により市が相談又は助言を行う者
- （4）前各号のいずれかに準ずると認められる者

（審判請求前の調査）

第4条 市長は、審判請求を行うに際し、請求対象者の心身の状況、親族の状況、収入及び資産の状況の調査を行わなければならない。

（審判請求の決定）

第5条 市長は、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して審判の可否を決定し、家庭裁判所に対し審判請求を行うものとする。ただし、審判請求の内容が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する補助に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（様式第1号）により請求対象者の同意を得なければならない。

- （1）本人の保護の必要性
- （2）本人の事理を弁識する能力の程度
- （3）本人の配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- （4）本人又は親族等が審判の請求を行う見込み
- （5）市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

2 市長は、前項の決定をしたときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（様式第2号）により当該請求対象者に通知するものとする。

3 審判請求に係る申立書の提出、添付書類の作成及び予納すべき費用の支払その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求に要する費用の求償）

第6条 市長は、請求対象者がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額から当該審判請求に要する費用の支払をしてもなお生計を維持できると認められる場合は、当該請求対象者に対し、市が支払をした当該審判請求に要する費用の全部又は一部を求償することができる。ただし、第4項の費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

2 前項の規定により求償する場合において、求償する金額は、第4項に規定する費用負担命令の申立てに係る家庭裁判所の費用負担命令の額に基づき算出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による求償をするか否かを決定したときは、成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（様式第3号）により成年被後見人等及び成年後見人等に対し通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による求償をしようとするときは、審判請求と併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第28条による費用負担命令の申立てをしなければならない。

（成年後見人等報酬の扶助）

第7条 市長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、別表に定めるところにより、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を扶助することができる。

- (1) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)から算出した成年被後見人等の生活保護基準額(各種加算を含む。)に家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を加え、その合計額が成年被後見人等の収入を超えるとき。
- (2) 成年被後見人等がその収入、預貯金及び換金可能な資産から家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬金額を支払うことにより当該成年被後見人等が生計を維持することが困難になると認められるとき。

(扶助の手続)

- 第8条 前条の規定により扶助を受けようとする成年被後見人等又は審判請求に係る審判により代理権を付与された成年後見人等は、成年後見人等報酬費用扶助申請書(様式第4号)に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査の上、扶助の可否を決定し、成年後見人等報酬費用扶助決定(却下)通知書(様式第5号)により当該申請をした者に対して通知するものとする。
 - 3 前項の規定により扶助の決定を受けた者は、扶助金額の交付を受けようとするときは、成年後見人等報酬費用扶助請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年10月3日から施行する。

附 則(平成19年3月27日告示第33号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月29日告示第33号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日告示第101号)

この告示は、平成31年4月26日から施行する。

別表

成年後見人等費用報酬扶助金額基準額表

成年被後見人等の状況	扶助基準額
在宅	28,000円／月
施設入所	18,000円／月

備考

- 1 上記の金額を扶助額の上限とし、家庭裁判所の決定した報酬金額の全部又は一部を扶助する。
- 2 報酬金額が複数月にまたがる期間の合計金額である場合は、上記金額に決定された期間の月数を乗じ、その金額を上限とする。

年 月 日

下呂市長 様

補助開始審判請求同意書

私に関して、下呂市長が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する審判の請求を行うことに同意します。

住 所

氏 名

㊦

第 号
年 月 日

様

下呂市長

㊟

成年後見等開始審判請求決定通知書

あなたに関して、家庭裁判所に対して下記のとおり審判請求を行うことを決定したので通知します。

記

審判請求の内容(○印)

	成年後見開始(民法第7条)
	保佐開始(民法第11条)
	保佐人同意権付与(民法第13条第2項)
	保佐人代理権付与(民法第876条の4第1項)
	補助開始(民法第15条第1項)
	補助人同意権付与(民法第17条第1項)
	補助人代理権付与(民法第876条の9第1項)
	費用負担命令(非訟事件手続法第28条)
同意権・代理権付与の場合、内容	

注

- 1 審判請求に要した費用について、家庭裁判所から費用負担命令があったときは、当該費用について求償することがあります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して)6月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 号
年 月 日

様

下呂市長

㊟

成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書

様に対して行った の開始審判請求に要した費用の求償
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 求償する。

求償額	円
理由	

2 求償しない。

理由	
----	--

注

- 1 成年後見人、保佐人又は補助人の報酬付与の申立てをした際又は報酬額が決定した際には、下記担当まで連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

担当 下呂市福祉事務所 住所

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

成年後見人等報酬費用扶助申請書

成年後見人等に対する報酬費用の扶助を受けたいので、下呂市成年後見人等開始審判請求実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

成年被後見人等			
氏 名			
住 所			
生年月日	年 月 日	年齢	
電話番号			
成年後見人等			
氏 名			
住 所			
生年月日	年 月 日	年齢	
電話番号			
後見等の内容 (○で囲む)	成年後見 保佐 補助		
成年後見人等報酬決定額	円		
決定期間 (○印)	月額		
	期間	年 月 日から 年 月 日まで分	

添付書類 報酬付与の審判書 (写)

家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録 (写)

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

成年後見人等報酬費用扶助決定（却下）通知書

成年後見人等に対する報酬費用の扶助について、下記のとおり決定したので通知します。
記

1 扶助決定

成年被後見人等				
氏 名				
住 所				
生年月日	年	月	日	年齢
電話番号				
成年後見人等				
氏 名				
住 所				
生年月日	年	月	日	年齢
電話番号				
後見等の内容（○で囲む）	成年後見 保佐 補助			
成年後見人等報酬決定額	円			
決定期間 （○印）	月額			
	期間	年	月	日まで分

2 却下

理由

注 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に市長に対して請求審査をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（請求審査をした場合は、その請求審査に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

年 月 日

下呂市長 様

助成決定者 住 所
氏 名 ㊦
電話番号

成年後見人等報酬費用扶助請求書

年 月 日付 第 号 で決定のあった成年後見人等に対する報酬費用扶助について、下呂市成年後見等開始審判請求実施要綱第8条第3項の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 _____ 円

振込希望金融機関	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	